

明評 三條新聞 2017. 2. 9 (木)

(第三種郵便物認可)

『おもてなし広場』専決処分

今月3日1.3億円交付の内示受け

菊まつりまでになが理由だ

計画に反対根強く紛糾

年度内に設計委託へ

弥彦村は六日付で「おもてなし広場」の整備事業に関する一般会計補正予算二億五千百三十七千円を専決処分した。弥彦村は十一月の「弥彦菊まつり」に間に合わせるため事業着手を急がなければならぬとしているが、議員の間には整備計画に対する反対が根強く、三月定例会では紛糾は避けられない情勢となっている。

おもてなし広場整備事業の議決、決定を経なければならぬ事柄について、地方公共団体の長が地方自治法の規定に基づき、議会の議決、決定の前に自ら処理すること。

を得ることになるが、不承認となった場合でも拘束力はなく、予算は執行される。おもてなし広場は議会内でも反対が根強く、昨年十二月定例会の全員協賛では「慎重に進めるべき」などの反対意見が続出し、小林豊彦村長は

地方創生拠点整備交付金を活用して整備する。申請事業費は二億五千四百万円。二月三日、内閣府から交付金の内示があり、おもてなし広場整備計画に二分の一の一億二千七百万円の交付が決定した。

問題はなとしてい。三月定例会では専決処分を報告し、議会の承認

補正予算は交付金の内示を受けて村の負担分を含めて計上したもので、年度内には事業を完了できなため繰越名許費を設定し、来年度事業として実施する。専決処分は本来、議会

計で補正予算約四億五千万円を専決処分してお

職をかけて臨む決意を示した。

専決処分によって議会

議決を回避したことで、三月定例会では議会の反対は必至となるが、小林保夫総務課長は「不承認は考えていないが、承認に向けて説明させていた

「だ」と話した。

弥彦神社前 ないや 美味酒問 名代家 電話〇二五六―九四―二〇三三